

参考資料 ①

- (1) 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂版（概要）
- (2) 人権に関する市民アンケート集計（令和7年4月）
- (3) 国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（概要）
…令和7年6月6日閣議決定

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂版(概要)

第1章 基本計画の策定にあたって

● 背景・目的

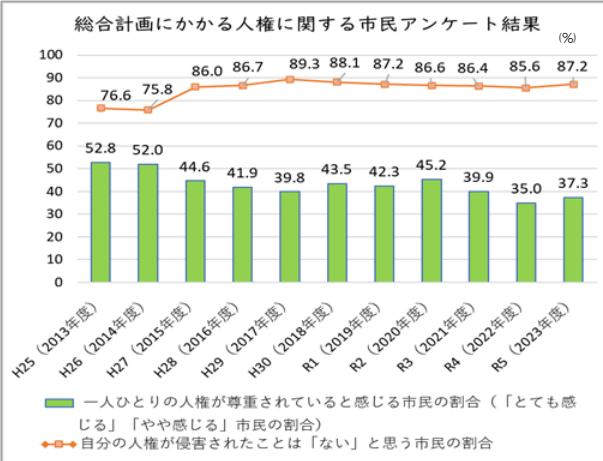
計画期間:令和2年度(2020年度)～令和9年度(2027年度) 8年間
※計画の中間にあたる令和5年度(2023年度)に見直しを実施

本市では、さまざまな人権問題に対応するため、平成21年(2009年)3月に10年間を計画期間とする第1次熊本市人権教育・啓発基本計画を、令和2年(2020年)3月に令和9年度(2027年度)までの8年間を計画期間とする第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定し、人権尊重社会の実現に向けた人権教育啓発の取組を進めてきたところです。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画においては、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行うこととしており、計画の策定から4年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など新たな人権課題が浮彫りになるなど社会情勢が変化していること、人権に関する法整備がなされていること、本市の総合計画との整合性などから、令和5年度(2023年度)に中間見直しを行い、改訂版を策定しました。

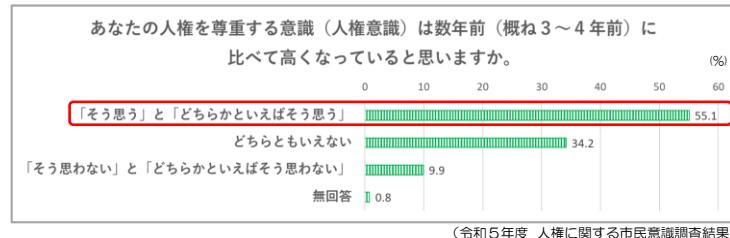
第2章 計画の検証と人権を取り巻く状況

● 検証と課題



人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与え、全体的な数値の上昇は困難な状況にある。

一方で、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになると、個人の人権意識は高まっていると考えられる。



第3章 計画の基本的考え方

● 基本理念

すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分はもとより、他人の人権を大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと

※国連の「世界人権宣言」及び日本国憲法の精神にのっとり設定した第1次熊本市人権教育・啓発計画の基本理念を継承しています。

● 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

① 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権意識の高揚に努めるとともに、それぞれの役割等を明確にし、市や行政機関等と連携し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

② 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識し、この理念を基調とした施策や事業を推進していきます。

③ 人権感覚豊かな市職員の育成

職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育んでいくための研修をとおして人権感覚を磨き、育てていきます。

④ 関係機関等との連携強化

近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携を強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めます。

⑤ ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

ヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携して、事象の確認や研修会の開催等、迅速な対応を実施します。また、人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、条例等の制定による差別の解消に取り組みます。

● 検証指標

検証指標	基準値 H30年度 2018	R5年度 2023	目標値 R9年度 2027
一人ひとりの人が尊重されていると感じる市民の割合	43.5%	目標値 47.0% 実績値 37.3%	見直し前 55.0% 見直し後 47.0%
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合	88.1%	目標値 92.0% 実績値 87.2%	見直し前 95.0% 検証指標から削除
新規 日常において人権を意識している市民の割合	—	基準値 86.4%	90.0%

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂版(概要)

第4章 分野別人権問題への取組

私たちの身の回りには、未だ数多くの人権問題が存在し、社会の情勢の変化とともに新たな人権問題も発生しています。各分野別の人権問題については、それぞれの社会的背景や、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、基本方針に応じた取組を推進します。

項目	基本方針	施 策	中間見直しでの主な変更点
1 女性(又は男性)に関する問題	あらゆる暴力を許さない社会の実現	①暴力(DV・セクハラ等)を許さない基盤づくり ②DV相談体制の強化と被害者の自立支援	
2 こどもに関する人権問題	関係機関等と連携による こどもの人権尊重	①児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実 ②社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭への理解と支援 ③家庭・地域等と連携した人権教育の推進 ④学習内容・方法等の改善・充実	子どもの権利サポートセンターの設置による支援強化を追記
3 高齢者に関する人権問題	「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現	①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発 ②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族の支援 ③高齢者虐待の防止と対応 ④成年後見人制度等による高齢者の権利擁護	若年性認知症への支援を追記
4 障がいのある人に関する人権問題	障がいへの理解促進と権利擁護の推進	①障がいのある人に対する理解の促進 ②障がいのある人への虐待防止 ③手話言語条例制定に基づく施策の推進 ④障がいのある人の働きやすい職場環境の整備	手話言語条例制定に基づく施策の推進に変更
5 部落差別(同和問題)	市民一人ひとりが部落差別(同和問題)への正しい理解と認識を深める	①研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解 ②関係機関・関係団体等との連携による啓発活動	
6 外国人に関する人権問題	多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用	①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成 ②外国人に対する支援の充実 ③地域を担うグローバルな人材の育成と次世代への継承	地域での学びの機会の創出を追記
7 性的マイノリティに関する人権問題	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	①性的マイノリティへの支援・社会参画の促進 ②性的マイノリティへの理解促進	施策に「性的マイノリティへの理解促進」を追記
8 水俣病に関する人権問題	水俣病に対する正しい理解のための啓発推進	①市民・企業・団体への啓発の推進 ②学校における取組の推進	
9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題	ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者等に対する理解の深化	①市民に対する啓発の推進 ②小・中学校における学習の推進 ③教職員に対する研修・啓発の推進	
10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題	市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、感染者との共存について理解する	①啓発活動の推進 ②相談・検査業務の充実	
11 刑を終えた出所者等に関する人権問題	刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発	①社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発 ②再犯防止に向けた関係機関・団体との連携	
12 犯罪被害者に関する人権問題	犯罪被害者等に関する人権啓発	①市民及び事業者への啓発活動 ②犯罪被害者等支援に向けた関係機関・団体との連携	熊本市犯罪被害者等支援条例に基づく施策を追記
13 インターネットによる人権問題	個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供	①情報セキュリティポリシー見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等 ②学校教育における取組 ③市民を対象とした啓発活動への取組 ④差別事象への対応	施策に「④差別事象への対応」を追記
14 災害に関する人権問題	災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認	①災害の記録、記憶及び教訓の継承 ②災害時の要配慮者への配慮の優先 ③福祉避難所の体制整備 ④要配慮者等に配慮した避難所づくり	災害の記憶、記録及び教訓の次世代への継承に変更
15 アイヌの人々に関する人権問題	アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する	①伝統文化の理解 ②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動	

項目	基本方針	施 策	中間見直しでの主な変更点
16 難病患者に関する人権問題	難病患者・家族への相談・支援の充実	①指定難病医療費助成の実施 ②難病相談支援センターの設置 ③難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発推進 ④医療費相談・訪問相談事業等の実施	
17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発推進	①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知 ②学校教育における取組	
18 ホームレスの人々に関する人権問題	ホームレスの人たちへの自立支援と偏見・差別意識の解消	①自立支援への取組 ②偏見・差別意識の解消	
19 自死遺族に関する人権問題	自死遺族等への相談支援と理解促進	①自死遺族等への相談支援 ②自死遺族グループミーティングの開催 ③自死遺族への理解促進	
20 様々な人権問題	様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める	①教育・啓発の推進と問題への対処	正しい情報に基づく人権に配慮した行動の啓発を追記

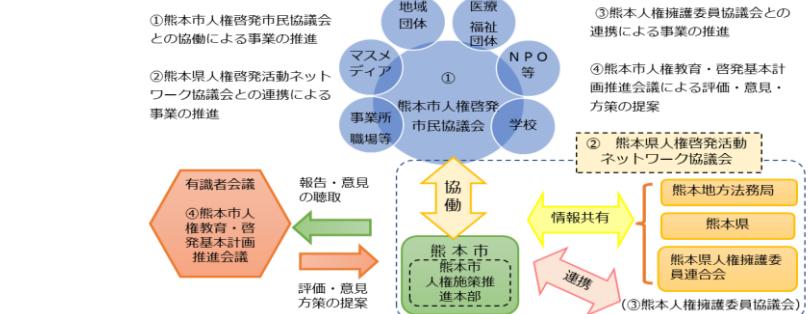
第5章 基本計画の推進

● 人権教育・啓発の主体とその取組

家庭、地域、学校、職場、市等が人権教育・啓発活動を推進するまでの役割や具体的な取組を示します。



● 推進体制



人権に関する市民アンケート結果（人権政策課）

令和7年(2025年)4月

調査の目的 市民の人権に関する意識、本市にどのような取組を求めているかなどを把握し、条例の方向性や内容を定めるための基礎資料とする。

調査期間 令和7年(2025年)2月18日～令和7年(2025年)3月18日

調査対象 熊本市内に居住している、又は通勤、通学している方

調査方法 WEB又は紙文書によるアンケート方式

回答受付数 1,266件(1,199件(WEB)+67(紙文書))

■問1 あなたの性別をお答えください。

女性  61.8%

男性  35.7%

回答しない  2.5%

■問2 あなたの年齢をお答えください。(回答時点)

18歳未満  0.6%

18歳～29歳  4.9%

30歳～39歳  8.7%

40歳～49歳  14.6%

50歳～59歳  26.2%

60歳～69歳  26.5%

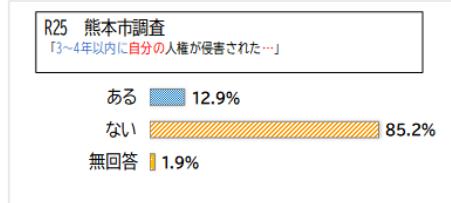
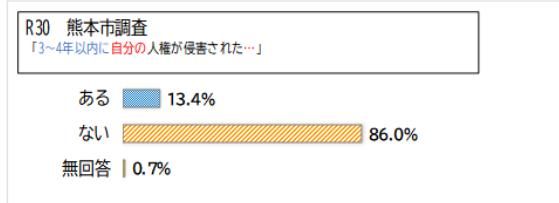
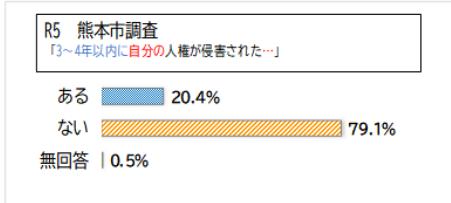
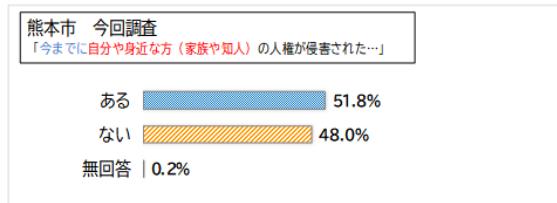
70歳以上  18.4%

人権に関する市民アンケート

(2)

■問3 あなたは、今までに自分や身近な方（家族や知人）の人の権が侵害されたと思ったことはありますか。

- (1) 「今までに、自分や身近な人（家族や知人）の人の権が侵害された」ことが「ある」は 51.8%、「ない」が 48.0%である。
(2) R5 年の本市意識調査では「3, 4 年の間に自分の人の権が侵害された」ことが「ある」は 20.4%、「ない」が 79.1%であった。



【参考 指定都市等の状況】

	R5				R4	R3	R2
「3,4 年の間に自分の人の権が侵害された…」	熊本市	名古屋市	浜松市	岡山市	福岡市	堺市	北九州市
ある	20.4%	28.1%	16.0%	14.8%	14.9%	18.0%	29.7%
ない	79.1%	69.6%	67.2%	71.7%	69.2%	77.8%	65.9%

	R5	R4	R2	H28
「今まで自分の人の権が侵害された…」	新潟市	静岡市	内閣府	横浜市
ある	29.9%	32.6%	27.8%	51.7%
ない	70.1%	49.0%	71.0%	39.1%

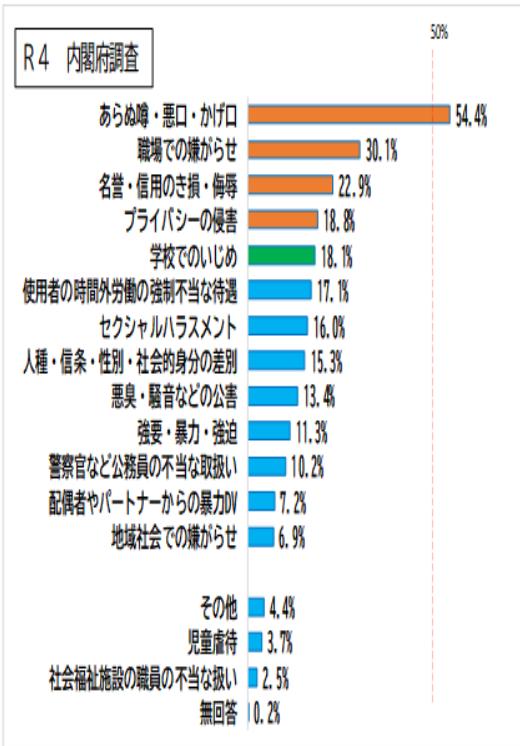
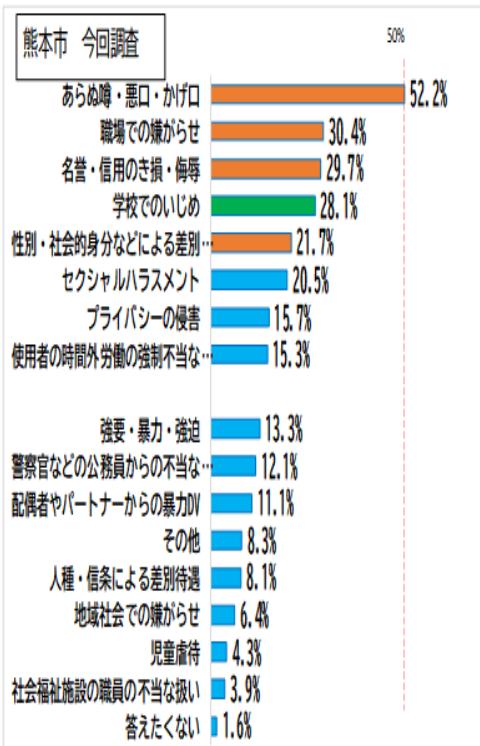
	R3
「今まで、自分や家族の人の権が侵害された…」	川崎市
ある	37.9%
ない	56.7%

人権に関する市民アンケート

(2)

■問4 問3で「ある」と回答された方は、今までにどのようなことについて人権が侵害されたと思いましたか。 (複数回答)

- (1) 「あらぬ噂、悪口、かけ口」が最も多く5割を超えている。次いで「職場での嫌がらせ」、「名誉き損」、「学校でのいじめ」、「性別・社会的身分などによる差別待遇」の順で多い。
- (2) 全国（内閣府）の調査においても上位はほぼ変わらない状況である。



【参考 指定都市等の状況】

	今回	R 4	R 5						R2	H 28
	熊本市	内閣府	新潟市	静岡市	名古屋市	浜松市	岡山市	北九州	相模原市	
1 あらぬ噂	あらぬ噂 52.2%	あらぬ噂 54.4%	あらぬ噂 61.2%	あらぬ噂 53.4%	あらぬ噂 49.0%	仲間外れ嫌がらせ ハラスメント 44.4%	パワハラ 40.6%	あらぬ噂 37.3%	あらぬ噂 47.2%	
2 職場での嫌がらせ	職場でのいやがらせ 30.4%	職場でのいやがらせ 30.1%	仲間外れ嫌がらせ 37.4%	職場でのいやがらせ 42.7%	あらぬ噂 23.1%	名書き損 38.1%	あらぬ噂 35.2%	職場での嫌がらせ 29.8%		
3 名書き損	名書き損 29.7%	名書き損 22.9%	不当な扱い 53.5%	名書き損 30.9%	不当な扱い 28.2%	プライバシー侵害 16.3%	あらぬ噂 35.0%	仲間外れ 21.0%	学校でのいじめ 23.4%	
4 学校でのいじめ	学校でのいじめ 28.1%	学校でのいじめ 18.8%	容姿・身体的特徴 44.3%	学校でのいじめ 24.2%	性別・社会的身分 26.2%	差別待遇 11.3%	プライバシー侵害 30.0%	学校でのいじめ 18.7%	プライバシー侵害 19.0%	
5 性別・社会的身分	性別・社会的身分 21.7%	性別・社会的身分 18.1%	セク・パワハラ 44.0%	性別・社会的身分 14.0%	セク・パワハラ 14.4%	プライバシー侵害 10.6%	セク・パワハラ 21.3%	性別・社会的身分 16.2%	セク・パワハラ 18.3%	

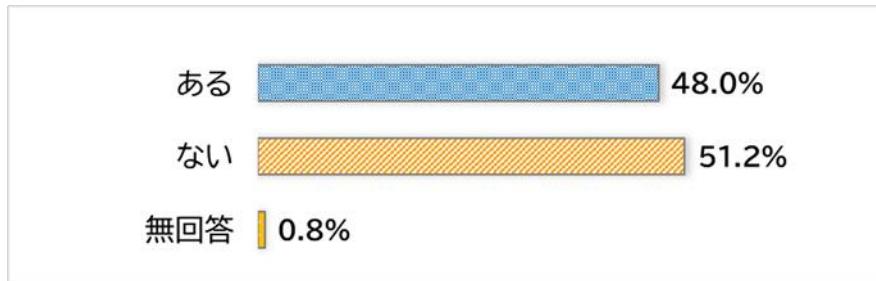
注) 各都市における設問の選択肢は、同じではありません。

人権に関する市民アンケート

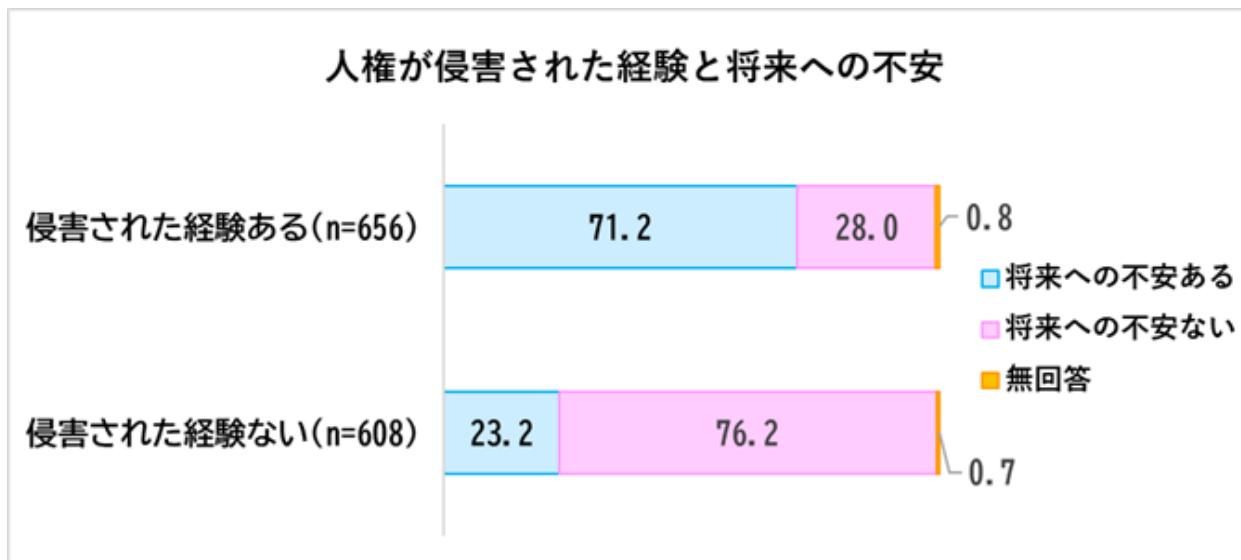
(2)

■問5 あなたは、将来、自分又は身近な方（家族や知人）の人権が侵害されるのではないかと不安に思っていることはありますか。

- 将来、自分や身近な方（家族や知人）の人権を侵害されるのではないかと不安に思っていることが「ある」は48.0%、「ない」は51.2%であった。



- 問3で人権侵害された経験が「ある」と回答した方が、将来、人権侵害の不安が「ある」と回答した割合は、71.2%、「ない」は28.0%であった。
- 問3で人権侵害された経験が「ない」と回答した方が、将来、人権侵害の不安が「ある」と回答した割合は、23.2%、「ない」は76.2%であった。

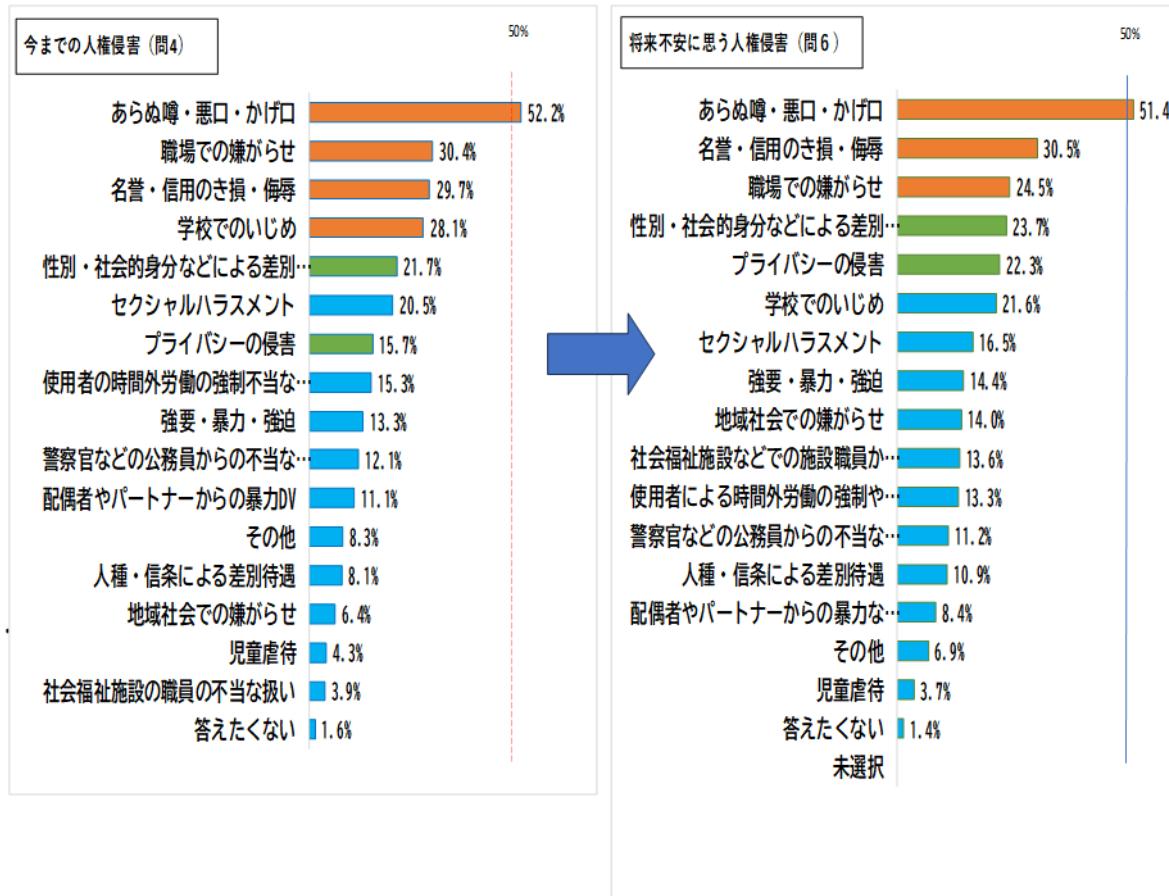


人権に関する市民アンケート

(2)

■問6 問5で「ある」と回答された方は、将来、どのようなことについて不安に思っていますか。（複数回答）

- 将来、どのようなことについて人権が侵害されるのではないかと不安に思うのかは「あらぬ噂、悪口、かけ口」が51.4%で5割を超えていた。次いで「名誉き損」、「職場での嫌がらせ」、「性別・社会的身分などによる差別待遇」、「プライバシーの侵害」が高かった。

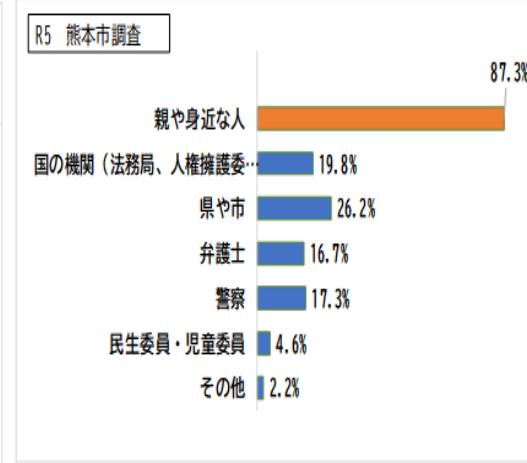
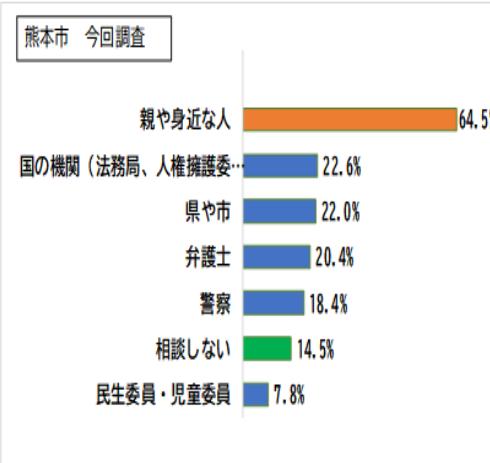


人権に関する市民アンケート

(2)

■問7 あなたは、差別されたり人権を侵害されたりして、人権に関して不安に感じ、どこか（誰か）に相談する場合、どこに（誰に）相談しますか。（複数回答）

- (1) 人権に関しての相談は、「身近な人」 64.5% が最も多く、次いで法務局等の「国の機関」 22.6%、「県や市」 22.0%、「弁護士」 20.4% となっている。
- (2) R5年の本市意識調査では、「身近な人」が 87.3%、「県や市」 26.2%、「国の機関」 19.8%、「警察」 17.3%などであった。また、「相談しない」が 14.5% となっている。



	R5					
	熊本市	熊本市	浜松市	名古屋市	新潟市	岡山市
1 身近な人	64.5%	87.3%	47.5%	58.4%	73.8%	36.3%
2 国の機関（法務局、県や市）	22.6%	26.2%	38.8%	40.8%	34.0%	23.1%
3 県や市	22.0%	19.8%	18.1%	19.3%	30.3%	21.3%
4 弁護士	20.4%	17.3%	14.4%	15.7%	26.0%	8.8%
5 警察	18.4%	16.7%	12.5%	13.9%	21.4%	8.1%

	R4				R3	R2	H28
	内閣府	福岡市	川崎市	横浜市	堺市	相模原市	
1 身近な人に相談 家族や親せき	64.8%	52.4%	36.1%	29.4%	38.6%	69.7%	
2 相手に抗議する 友人や知人	33.1%	37.7%	15.5%	26.5%	31.0%	59.5%	
3 黙って我慢する 市の相談窓口	26.0%	21.5%	10.5%	15.4%	4.8%	31.7%	
4 民間の相談窓口 弁護士	18.4%	15.7%	8.2%	2.8%	3.8%	11.8%	
5 弁護士 市の専門機関	17.1%	14.7%	6.2%	2.7%	3.3%	11.1%	

【参考 指定都市等の状況】

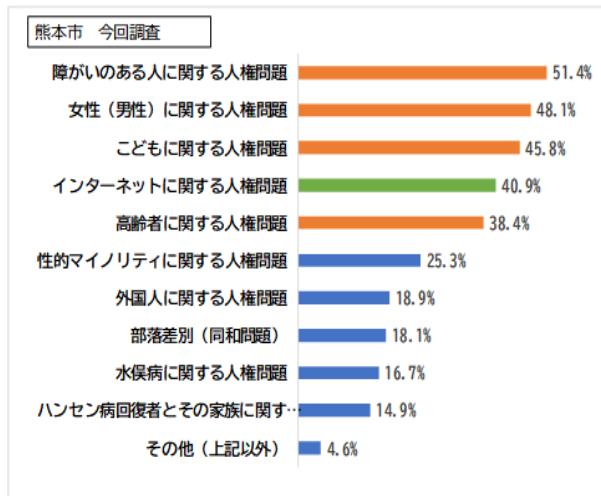
注) 各都市における設問の選択肢は、同じではありません。

人権に関する市民アンケート

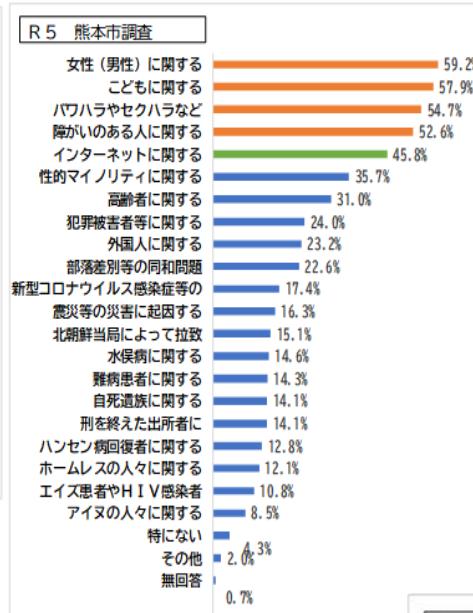
(2)

■問8 様々な人権問題がある中で、あなたが、特に関心のある人権問題は何ですか。（複数回答）

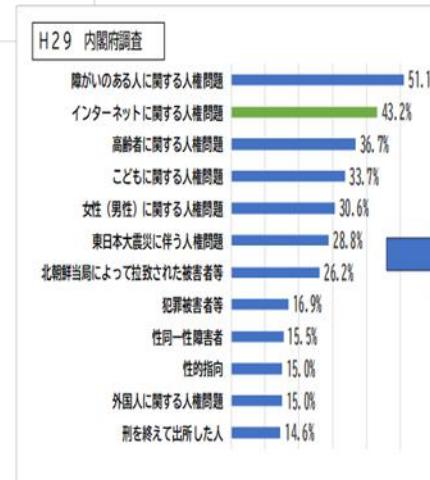
- 関心のある人権問題は、「障がいのある人」 51.4%、「女性」 48.1%、「こども」 45.8%、「インターネット」 40.9%、「高齢者」 38.4%が上位を占めている。



【熊本市 今回調査】のグラフに記載の率は、無回答を除いた数値のためP12、13の率と一致するものではありません。 (n = 1,213)



【参考 全国の状況（内閣府の調査）】

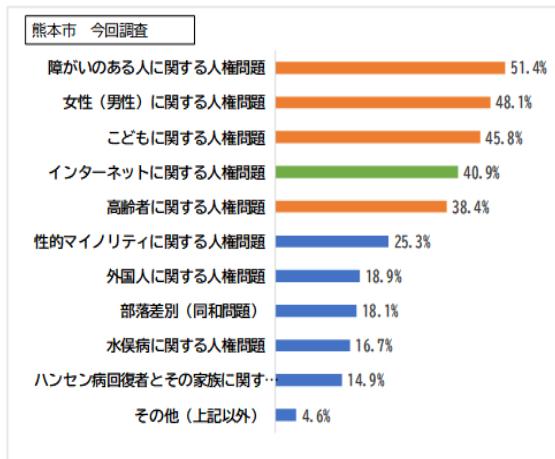


人権に関する市民アンケート

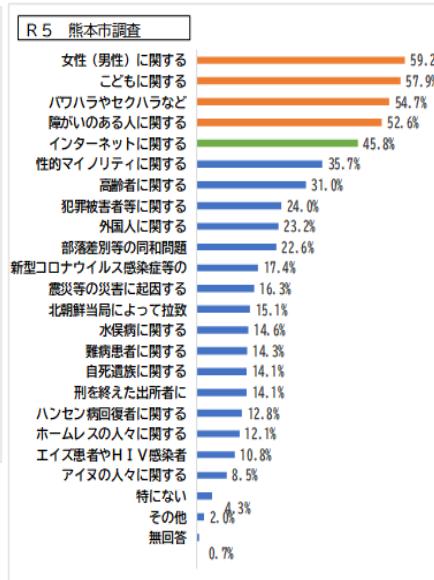
(2)

■問8 様々な人権問題がある中で、あなたが、特に関心のある人権問題は何ですか。（複数回答）

- 関心のある人権問題は、「障がいのある人」 51.4%、「女性」 48.1%、「こども」 45.8%、「インターネット」 40.9%、「高齢者」 38.4%が上位を占めている。



【熊本市 今回調査】のグラフに記載の率は、無回答を除いた数値のためP12、13の率と一致するものではありません。 (n = 1,213)



【参考 全国の状況（内閣府の調査）



【参考 指定都市等の状況】

	今回	R5	R4	H29
	熊本市	熊本市	内閣府	内閣府
1 障がい者	51.4%	59.2%	53.0%	51.1%
2 女性 (男性)	48.1%	57.9%	50.8%	43.2%
3 こども	45.8%	54.7%	43.1%	36.7%
4 インターネット	40.9%	52.6%	42.5%	33.7%
5 高齢者	38.4%	45.8%	32.6%	30.6%

	R5	R4		
	浜松市	静岡市	新潟市	福岡市
1 こども	58.9%	51.7%	50.6%	59.8%
2 障がい者	57.0%	46.9%	48.5%	51.3%
3 女性	53.1%	44.1%	47.6%	41.5%
4 インターネット	52.2%	42.6%	45.4%	40.2%
5 高齢者	44.6%	38.2%	38.1%	38.1%

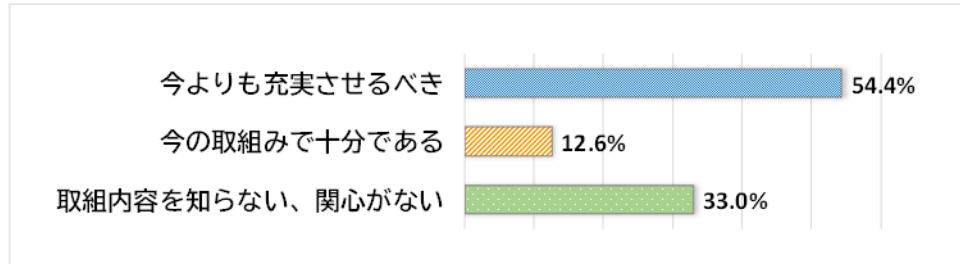
	R2		H28		
	横浜市	大阪市	堺市	北九州	相模原市
1 インターネット	59.0%	57.2%	61.5%	60.2%	49.9%
2 女性	51.2%	55.0%	61.4%	57.8%	47.3%
3 障がい者	49.6%	51.4%	54.4%	57.5%	46.8%
4 こども	46.6%	44.5%	53.6%	49.2%	43.6%
5 感染症・疾病	44.2%	43.3%	47.9%	45.2%	42.9%

人権に関する市民アンケート

(2)

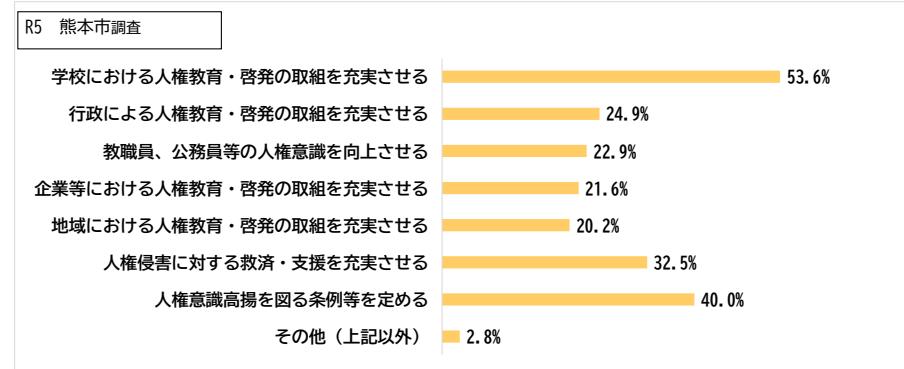
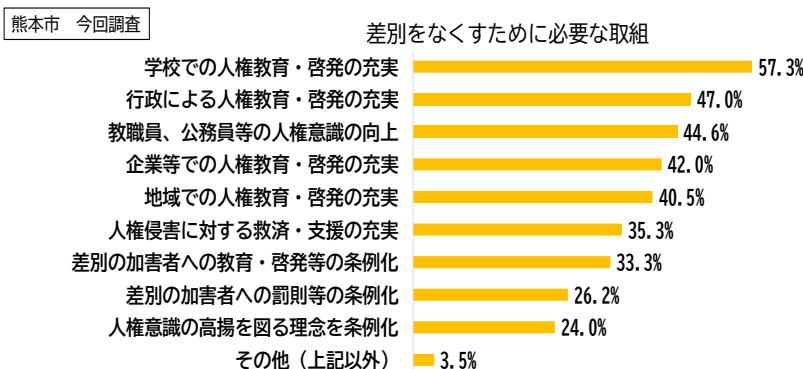
■問9 あなたは、熊本市の人権に関する取組について、どのようにお考えですか。

・「今よりも充実させるべき」が54.4%で5割を超えた。次いで「今の取組みで十分である」が12.6%、「取組内容を知らない、関心がない」が33.0%であった。



■問10 問9で「今よりも充実させるべき」と回答された方は、差別をなくすために、どのような取組が必要だと思いますか。(複数回答)

- 1) 「学校における人権教育・啓発を充実させる」が57.3%と最も高く、5割を超えている。
- 2) 行政、企業、地域における人権教育・啓発を充実させるも4割を超えている。
- 3) 条例の制定を望む回答も約3割を占めている。



性別ごとに関心がある人権問題について

- 全体では「障がいのある人に関する人権問題」の割合が最も高い。
- 男性では「障がいのある人に関する人権問題」の割合が最も高い。
- 女性では「女性（男性）に関する人権問題」の割合が最も高い
- 性別を回答しなかった方では「障がいに関する人権問題」の割合が最も高い。

性別×関心のある人権問題(複数回答)

	回答者（人）	女性（男性）	こどもに	高齢者	障がいのある人	部落差別（同和問題）	外国人	性的マイノリティ	インターネット	水俣病	のハンセン病回復者とその家族に	ない	その他
全体	1266	46.1%	43.9%	36.8%	49.3%	17.4%	18.1%	24.2%	39.2%	16.0%	14.3%	4.2%	4.4%
男性	452	30.5%	38.9%	35.8%	51.3%	20.4%	20.6%	23.0%	41.4%	14.4%	12.2%	5.3%	3.8%
女性	782	54.9%	46.5%	37.3%	47.6%	15.7%	16.5%	25.1%	37.6%	17.3%	15.9%	3.6%	4.3%
回答しない	32	53.1%	50.0%	37.5%	62.5%	15.6%	21.9%	21.9%	46.9%	9.4%	6.3%	3.1%	15.6%

この表に記載の率は無回答を含んだ数値のため、P9、10の率と一致するものではありません。 (n = 1,266)

年齢ごとに関心がある人権問題について

- ▶ 全体では「障がいのある人に関する人権問題」の割合が最も高い。
- ▶ 40歳代以下の年代で「女性（男性）に関する人権問題」、「こどもに関する人権問題」の割合が高い。
- ▶ 50歳代以上で「障がいのある人に関する人権問題」の割合が高い。

年齢×関心のある人権問題(複数回答)

	回答者（人）	女性（男性）	こども	高齢者	障がいのある人	部落差別（同和問題）	外国人	性的マイノリティ	インターネット	水俣病	のハンセン病回復者とそ の家族	ない	その他
全体	1266	46.1%	43.9%	36.8%	49.3%	17.4%	18.1%	24.2%	39.2%	16.0%	14.3%	4.2%	4.4%
18歳未満	8	50.0%	50.0%	12.5%	37.5%	37.5%	25.0%	37.5%	37.5%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%
18歳～29歳	62	53.2%	40.3%	9.7%	37.1%	8.1%	19.4%	25.8%	32.3%	4.8%	3.2%	4.8%	3.2%
30歳～39歳	110	61.8%	63.6%	19.1%	46.4%	16.4%	19.1%	30.9%	34.5%	19.1%	16.4%	4.5%	2.7%
40歳～49歳	185	49.7%	49.2%	21.1%	36.2%	13.0%	17.3%	25.9%	40.0%	14.1%	11.4%	8.1%	5.9%
50歳～59歳	332	49.1%	42.8%	32.8%	50.6%	19.6%	22.0%	26.8%	42.2%	15.7%	14.2%	1.8%	7.5%
60歳～69歳	336	45.2%	42.9%	51.8%	55.1%	20.5%	18.8%	25.0%	41.4%	19.6%	19.6%	4.8%	3.0%
70歳以上	233	30.9%	34.3%	49.8%	54.5%	15.5%	11.2%	14.2%	35.2%	13.3%	10.3%	3.0%	2.1%

この表に記載の率は無回答を含んだ数値のため、P9、10の率と一致するものではありません。 (n = 1,266)

人権を侵害された内容ごとに関心がある人権問題

- あらぬ噂やプライバシーの侵害等、人権を侵害された内容のほとんどにおいて、「女性（男性）に関する人権問題」の割合が最も高い。
- そのうち、「セクシャルハラスメント」、「社会福祉施設などでの施設職員からの不当な扱い」、「性別・社会的身分などによる差別待遇」、「児童虐待」で70%を超えている。

人権侵害の内容(複数回答)×関心のある人権問題(複数回答)

	回答者（人）	女性（男性）	こども	高齢者	障がいのある人	部族差別（同和問題）	外国人	性的マイノリティ	インターネット	水俣病	のハンセン病回復者とそ	ない	その他
全体	1981	61.4%	53.7%	42.2%	53.6%	20.1%	21.0%	29.5%	43.0%	23.4%	21.0%	2.0%	10.6%
あらぬ噂・悪口・かけ口	366	58.5%	48.9%	41.8%	53.0%	19.7%	19.1%	27.0%	40.7%	22.1%	19.1%	2.5%	8.2%
名誉・信用のき損・侮辱	208	60.6%	53.8%	45.7%	48.1%	20.2%	16.8%	26.4%	38.5%	27.4%	26.0%	1.4%	9.1%
警察官などの公務員からの不当な取扱い	85	64.7%	64.7%	47.1%	35.3%	10.6%	14.1%	15.3%	25.9%	40.0%	35.3%	5.9%	10.6%
強要・暴力・強迫	93	59.1%	54.8%	39.8%	55.9%	23.7%	22.6%	34.4%	50.5%	25.8%	21.5%	3.2%	12.9%
人種・信条による差別待遇	57	64.9%	61.4%	50.9%	64.9%	26.3%	29.8%	26.3%	45.6%	26.3%	24.6%	0.0%	12.3%
性別・社会的身分などによる差別待遇	152	73.7%	53.3%	44.7%	61.8%	29.6%	30.3%	42.1%	44.7%	24.3%	21.1%	0.7%	9.2%
地域社会での嫌がらせ	45	51.1%	62.2%	44.4%	60.0%	37.8%	28.9%	26.7%	44.4%	22.2%	22.2%	4.4%	17.8%
学校でのいじめ	197	53.3%	51.8%	36.5%	59.4%	20.8%	21.3%	32.5%	45.7%	21.3%	17.3%	1.0%	9.1%
職場での嫌がらせ	213	58.7%	46.5%	39.0%	55.9%	16.4%	19.7%	28.6%	42.3%	15.0%	14.1%	2.3%	11.7%
使用者による時間外労働の強制や不当な待遇	107	58.9%	59.8%	41.1%	51.4%	15.0%	18.7%	27.1%	44.9%	16.8%	17.8%	2.8%	13.1%
社会福祉施設などでの施設職員からの不当な扱い	27	77.8%	66.7%	51.9%	55.6%	14.8%	11.1%	22.2%	40.7%	48.1%	33.3%	0.0%	11.1%
プライバシーの侵害	110	59.1%	58.2%	45.5%	44.5%	18.2%	20.0%	30.9%	52.7%	27.3%	24.5%	1.8%	10.9%
セクシャルハラスメント	144	79.2%	59.7%	45.1%	54.9%	20.1%	25.7%	39.6%	47.9%	30.6%	27.8%	0.0%	7.6%
配偶者やパートナーからの暴力などのDV	78	61.5%	48.7%	41.0%	50.0%	17.9%	23.1%	28.2%	46.2%	14.1%	15.4%	2.6%	9.0%
児童虐待	30	70.0%	70.0%	36.7%	53.3%	33.3%	23.3%	26.7%	43.3%	23.3%	23.3%	0.0%	16.7%
答えたくない	11	54.5%	36.4%	36.4%	54.5%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	27.3%	18.2%	0.0%	18.2%
その他	58	44.8%	46.6%	32.8%	55.2%	10.3%	15.5%	19.0%	37.9%	10.3%	10.3%	3.4%	22.4%

人権侵害の経験の有無と必要と考える人権の取組

- 全体では「学校における人権教育・啓発の取組を充実させる」の割合が最も高い。
- 人権侵害の経験の有無に関わらず「学校における人権教育・啓発の取組を充実させる」の割合が最も高い。
- 人権侵害の経験のある方が、複数回答を行っている。

自分や身近な方(家族や知人)の人権が侵害された経験の有無
×必要な取組(複数回答)

	回答者(人)	行政による人権教育・啓発の取組を充実させる	学校における人権教育・啓発の取組を充実させる	地域における人権教育・啓発の取組を充実させる	企業等における人権教育・啓発の取組を充実させる	教職員・公務員等の人権意識を向上させる	人権侵害に対する救済・支援を充実させる	条例(人人権意識の高揚が図られるよう条例を定めること)	条例(人権尊重の理念や市民・企業・行政等の条例を定めること)	注意などをする条例を定める	条例(差別や人権を侵害したものに対し教育や啓発)	条例(差別や人権を侵害したものに対し罰金等を科する)	その他
全体	1266	30.5%	37.2%	26.3%	27.3%	29.0%	22.9%	15.6%	21.6%	17.0%	2.3%		
ある	656	34.3%	43.6%	30.8%	35.2%	36.9%	28.4%	21.5%	27.0%	21.8%	3.5%		
ない	608	26.5%	30.4%	21.5%	18.8%	20.6%	17.1%	9.2%	16.0%	11.8%	1.0%		
無回答	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		

人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)の概要

R7.6.6 人権教育・啓発関係府省庁連絡会議

【策定根拠】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条

【目的】国が人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること

第1章 はじめに／第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

人権をめぐる社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向を踏まえ、各人権課題の解決に向け、施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画を定めたもの。

1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

- ①国際化(在留外国人数が増加し、日本国内全域で国際化が進展、経済活動の国際化も進む)
- ②情報化(SNSの登場・スマートフォンの普及等により情報の拡散力が増大し、インターネット上の人権侵害が深刻化、被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」の観点が重要)
- ③少子高齢化(超高齢社会への対応)
- ④我が国における人権意識の変化(基本的人権についての認知度の向上、人権意識の高まり)

2 国際的潮流の動向

- ①人権教育のための世界計画等、②「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まり、③いわゆる「複合差別」の観点

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

1 人権尊重の理念

共生社会を実現するためには、全ての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

2 人権教育の意義・目的

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人権を尊重することの必要性、様々な課題について学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくこと。

3 人権啓発の意義・目的

「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」などについて正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くようにすること。

第4章 人権教育・啓発の基本的取り方

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権問題が複雑・多様化する傾向にある中で、人権教育・啓発の各実施主体が相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

- 人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげる
- 「法の下の平等」などの人権一般の普遍的な視点からのアプローチ + 具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチ

3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

- 人権教育・啓発は国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であり、押しつけにならないよう十分留意
- 被害当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく主体性や中立性を確保

第5章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

人権教育	人権啓発
<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育 <ul style="list-style-type: none"> ○人権教育に取り組みやすい環境の整備・指導方法の改善のための情報収集や調査研究の実施、アーカイブを活用して成果を学校等へ提供 ○人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営 ○社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一的な取組の推進 ○教職員の資質向上など ●社会教育 <ul style="list-style-type: none"> ○人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供等 ○社会教育施設を中心に、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実、様々な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実 ○社会教育における指導体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 <ul style="list-style-type: none"> ○人権に関する基本的な知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 憲法等の国内法令や人権関係諸条約の周知等 ○権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 自己と異なる他者を認め、互いの幸福のためにどうすべきか考える態度につながる ●方法 <ul style="list-style-type: none"> ○対象者の発達段階に応じた啓発 ○具体的な事例を活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 実際に人権侵害の被害を受けた当事者の迫真性のある言葉を積極的に取り入れることが望ましい ○参加型・体験型の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 人権課題を自己のことと捉える意識を醸成

2 各人権課題に対する取組(後述)

3 人権に関わる深い特定の職業に従事する者に対する研修等

- 検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、教師・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実
- 議会関係者や裁判所職員、マスメディア関係者等…行政府としての役割を踏まえつつ、情報の提供や講師の紹介等可能な限り協力
- 「ビジネスと人権」の取組に関し、企業の幹部等に対する人権研修が広く行われるよう支援

4 総合的かつ効果的な推進体制等

- 実施主体の強化及び周知度の向上…人権擁護委員(約14,000名)の活用、積極的な広報活動
- 実施主体間の連携…国・地方公共団体の連携、人権教育・啓発の具体的な実施主体間の連携 ●担当者の育成…研修プログラム、研修教材の充実等
- 文献・資料等の整備・充実 ●内容・手法に関する調査・研究 ●(公財)人権教育啓発推進センターの充実 ●マスメディアの活用等
- インターネット等IT関連技術の活用

第6章 計画の推進

- 1 推進体制：「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」等の連携のための場を有効に活用
- 2 地方公共団体等との連携・協力：地方公共団体、公益法人、民間団体、企業等の取組や意見にも配慮
- 3 計画のフォローアップ及び見直し：
 - ・人権教育・啓発に関する国会への年次報告(白書)の作成・公表等による施策の実施状況の点検、フォローアップ
 - ・「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において施策の推進方針や推進体制等について不断の検討

第5章 2 各人権課題に対する取組(抜粋)

●課題横断的な人権課題に対する取組(インターネット上の人権侵害)…個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連【位置付けを整理】

- ・春の卒業・進学・進級の時期に重点を置いたスマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施
- ・インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を実施
- ・あらゆる世代に対し、インターネットリテラシーの向上を図るため啓発活動を推進
- ・学校において、「情報モラル」を育成するための指導を実施 など

●各人権課題に対する取組

ア 女性

- ・政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組
- ・配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発
- ・女子差別撤廃条約関連文書等の内容の周知
- ・女性に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動
- ・学校等の教育機関における男女平等の重要性等に関する指導の充実
- ・職場におけるセクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

イ こども

- ・児童虐待等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組を推進
- ・こども基本法等の内容を発信、こども・若者が権利主体である旨を周知
- ・こどもの人権への理解を深めるための啓発を推進
- ・「生命(いのち)の安全教育」の普及展開
- ・教職員について、研修等を通じ人権尊重意識を高めるなど資質を向上
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

ウ 高齢者

- ・高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発
- ・高齢者の人権への理解を深めるための啓発
- ・高齢者虐待防止のための取組
- ・認知症や認知症の人に関する理解を深めるための教育、本人発信を含めた運動の展開 など

エ 障害者

- ・障害者差別解消法等の意義や趣旨等の広報・啓発
- ・合理的配慮の提供の徹底等について必要な取組
- ・旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育・啓発
- ・障害当事者の参画を得つつ、障害者の人権への理解を深める啓発
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組
- ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
- ・障害者虐待の防止・権利擁護に関して各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施 など

オ 部落差別(同和問題)

- ・部落差別(同和問題)解消の必要性に対する理解を深めるための啓発を推進
- ・地方公共団体への必要な情報の提供、指導及び助言の実施
- ・「えせ同和行為」の排除に向けた啓発等の取組を推進
- ・公正な選考採用システムの確立を図るための取組を推進
- ・住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進
- ・不動産業界に対する教育・啓発の一層の推進 など

カ アイヌの人々

- ・アイヌ施策推進法に基づくアイヌ施策の総合的な推進
- ・アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発を推進
- ・アイヌの伝統・文化に関する知識の普及・啓発を図るための施策の推進
- ・生活館におけるアイヌの人々のための生活相談や啓発等の推進 など

第5章の2 各人権課題に対する取組(抜粋)※続き

キ 外国人

- ・外国人の人権への理解を深めるための啓発を推進
- ・外国人との共生社会の実現に向けた啓発、情報発信等の実施
- ・適切な外国人雇用に関する啓発活動を推進
- ・異文化を尊重する態度等を育成するための教育の充実
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 【新規に追加】

特に2010年代に入り、特定の民族や地域的出身等の属性を理由に地域社会から排斥する差別的言動が社会問題化し、平成28年6月にいわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、施行された。

政府及び地方公共団体の取組等もあり、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する市民グループの街頭デモ等の件数については減少傾向。もっとも一部地域では継続している。

インターネット上のヘイトスピーチ、選挙運動等におけるヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している。

- ・ヘイトスピーチはあってはならないという理解を促進するための啓発の推進
- ・人権教育に当たっては、先進的な取組を実施する地域・指定校の指定などによる実践的な研究などや、教員・社会教育担当者等への各種研修などを通じた周知 など

ケ 感染症の患者等

- ・HIV感染症及び感染者等への理解を深めるための啓発、エイズ教育の推進
- ・肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発、副読本の配布・周知
- ・新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別等は許されるものでなく、感染症対策の妨げになること等について啓発 など

コ ハンセン病患者・元患者及びその家族 【独立の項目として整理】

- ・ハンセン病問題に関する理解を深め、自分のこととして捉えられるような啓発の推進
- ・かつて国が採った強制隔離政策が誤りであったことを認め、関係省庁が連携・協力して人権教育・啓発を推進
- ・教員や学生等のハンセン病問題に関する理解増進を図るため、地域や学校、各大学における取組を推進
- ・国民の意識調査の継続した実施を検討、意識調査の結果等を踏まえた偏見・差別の解消のための施策の推進 など

サ 刑を終えて出所した人及びその家族

- ・犯罪を犯した者等の再犯の防止等について、国民の关心と理解を深めるための事業を推進 など

シ 犯罪被害者及びその家族

- ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催、様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報・啓発を実施 など

ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- ・拉致問題等について、国民の关心と認識を深めるための広報・啓発の実施 など

セ 性的マイノリティの人々

【新規に追加】

- 令和5年6月、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が成立した。
- ・理解増進法の趣旨等について、広報活動等を通じた知識の着実な普及
- ・教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組を推進
- ・公正な選考採用システムの確立を図るための取組を推進 など